

繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名	
連 結 法 人 名		区 分		・ ～		・ ～
加入等及び離脱等以外の連結法人		発生額又は前期繰越額	1	円		円
		当期控除額	2			
		翌期繰越額	3			
		発生額又は前期繰越額	4			
		当期控除額	5			
		翌期繰越額	6			
		発生額又は前期繰越額	7			
		当期控除額	8			
		翌期繰越額	9			
		発生額又は前期繰越額	10			
		当期控除額	11			
		翌期繰越額	12			
		発生額又は前期繰越額	13			
		当期控除額	14			
		翌期繰越額	15			
		発生額又は前期繰越額	16			
		当期控除額	17			
		翌期繰越額	18			
		発生額又は前期繰越額	19			
		当期控除額	20			
		翌期繰越額	21			
		発生額又は前期繰越額	22			
		当期控除額	23			
		翌期繰越額	24			
加入等をした連結法人		事業年度又は 連結事業年度	25	・ ～	・ ～	
		発生額又は前期繰越額	26	円		円
		当期控除額	27			
		翌期繰越額	28			
		事業年度又は 連結事業年度	29	・ ～	・ ～	
		発生額又は前期繰越額	30	円		円
		当期控除額	31			
		翌期繰越額	32			
		発生額又は前期繰越額	33			
		当期控除額	34			
		翌期繰越額	35			
	合 計	発生額又は前期繰越額 (22)+(33)	36			②
		当期控除額 (23)+(34)	37			
		翌期繰越額 (24)+(35)	38			
		(36) の累積額	39	①	①+②	

離脱等をした連結法人の繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連 結 法 人 名	区 分	・ ～	・ ～
	発生額又は前期繰越額	40	円
	発生額又は前期繰越額	41	
合 計	発生額又は前期繰越額	42	

別表六の二(四)付表二の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法第68条の9の2第5項第

3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第7項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。